

令和7年度 長崎県免許法認定講習受講の手引き

長崎県教育庁働きがい推進室

1 免許法認定講習の受講にあたって

本講習は、教育職員免許法及び同施行規則の規定に基づき、現職教育職員に幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状、養護教諭一種免許状、特別支援学校教諭及び栄養教諭一種・二種免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質向上を図ることを目的として実施するものです。

講師の先生方も、お忙しい中、本講習のため御協力をいただいています。

これらのことを踏まえ、教員として自覚のある姿勢で講習に臨まれるようお願いいたします。

なお、講義の録音・録画及びテキスト等の二次利用は厳禁となっておりますので、ご注意ください。

2 単位修得証明書返送用の封筒について

・返送用封筒「A4定形外（角2）封筒」について、次のことを確認してください。

270円切手が貼付されていること。

宛先は、所属長（敬称は必ず「様」とする）となっていること。

前後期別、受講科目番号、受講科目名、受講番号、受講者名が左下に記載されていること。

・レポートを働きがい推進室に郵送する際に、同封してお送りください。

3 レポートについて

長崎県教育庁働きがい推進室に、次の要領で郵送してください。期日を過ぎた場合は不合格となります。

提出要領

・封筒の表に朱書きで「認定講習レポート在中」と書き、前後期別、受講科目名、受講番号、受講者名も併記します。

・提出期限

前期；9月5日（金） 必着 後期；9月26日（金） 必着

・宛先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁働きがい推進室

※No.5「視覚障害者の教育課程及び指導法」を受講する者については、8月1日（金）の4限目にレポートを作成し、講義終了の8月1日（金）16：40までに下記までメールで提出し、返信用封筒のみ郵送で働きがい推進室あて提出すること。

提出先：ninteikousyu@pref.nagasaki.lg.jp

4 単位認定について

単位については、8時限のうち7時限以上の受講をしたうえで、試験又はレポートの判定が合格となった場合に認定されます。

受講中の姿が確認できない場合は、単位認定をしない場合があるため、常に受講中の姿を映すようにしてください。

5 単位修得証明書について

- ・単位修得証明書の送付は、12月頃を予定しています。
- ・単位修得証明書は、免許状交付申請時に原本が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。再発行は行いません。

6 その他

- ・認定講習開催期間中において単位取得についてのお問い合わせは対応しません。

後日、電話にて働きがい推進室担当までお尋ねください。なお、問い合わせの内容・時期によっては、時間を要する場合がありますので、予め御了承ください。

長崎県教育庁働きがい推進室
担当：藏本 095-894-3331（ダイヤルイン）